

# 議 事 録

## 第 15 回 定 例 総 会

令和3年10月8日

## 太田市農業委員会第15回定例総会議事録

開会日時	令和3年10月8日（金） 午後2時		
閉会日時	令和3年10月8日（金） 午後2時45分		
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）		
出席委員 （18人）	1 小林 良孝 5 木村 克巳 9 佐野 順一 14 山田 清作 18 清水 由紀江	2 石原 康男 6 長島 佳男 10 新井 章夫 15 飯塚 茂夫 19 青木 紀美子	3 牛久保 榮治 7 齋藤 森雄 12 齋藤 道明 16 片亀 昌子
出席委員	4 永井 幸二 8 中村 博正 13 新井 整 17 中島 沙織		
欠席委員 （1人）	11 小島 秀一		
出席職員 （11人）	塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事 八木田補佐 石川主事		
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	（会長）
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	（会長）
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	（会長）
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	（会長）
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	（会長）
	議案第6号	農地利用最適化推進委員の委嘱に伴う農業委員会の同意について	（会長）
	議案第7号	令和4年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について	（会長）
	議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	（会長）
	議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について	（会長）
報告事項	報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について	
	報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について	

- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第15回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員は1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、8番 中村博正委員 と 12番 齋藤道明委員 の二人に  
お願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 本議案書において訂正箇所は3か所ございます。  
まず1つ目でございますが、議案書6ページ、11番になります。土地の表示について、2筆記載されておりますが、下の●●●●●●●●、  
地積52㎡については、事業地から外れたため、令和3年10月5日付で取下願の提出があり、これを受理しましたので報告いたします。

続きまして2つ目でございますが、議案書10ページ、1番になります。譲受人住所におきまして記載が●●●●と記載されておりますが、●●●●に訂正願います。

3か所目でございますが、議案書11ページ、7番になります。上から2段目の譲渡人住所ですが、●●●●●●●●と記載されておりますが、●●●●●●●●へ訂正願います。以上でございます。

## 5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 阿久津町の土地 1,272 m<sup>2</sup> 外10筆 計7,937 m<sup>2</sup>について、許可後、売買契約が不成立となったため、今回、当該許可を取り消すものです。

2番 由良町の土地 994 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,001 m<sup>2</sup>について、許可後、譲渡人の都合により売買契約が不成立となったため、今回、当該許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第4地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

5番 委員

番号1番、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、許可後の売買契約が不成立となったことからの申請であるため、特に問題なく取消相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 1 5 番委員 現地を確認したところ、更地になっておりまして、第5地区協議会と同様、取消相当と意見決定いたしました。  
再度審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会及び第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。  
続きまして、番号2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 2 番委員 議案第1号 農地法関係許可取消願、番号2番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、許可後、譲渡人の都合により売買不成立となったために許可を取り消したいという申請で、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく取消相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

- 事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 強戸町の土地 田 1,347 m<sup>2</sup>、経営規模を拡大したいので、農地を譲受きたい。
- 2番 新田下田中町の土地 田 1,983 m<sup>2</sup>、農地を譲受け経営規模を拡大したい。
- 以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
- 番号1番と2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- なお、番号1番につきましては第3地区協議会にも関連がありますので、併せて報告を願います。
- 7番 委員 この土地につきましては、強戸地区にあるんですけれども、周囲は全部田んぼできれいに耕作されておるということで、そういった中で経営規模を拡大し、農地を譲り受けたいという内容でございます。周りの農地に与える影響もなく、円滑にいくのではないかと思いますので、第5地区としては全員承認ということでもよろしくご審議をお願いいたします。
- 2番 委員 第3地区からご報告を申し上げます。
- 今申しましたように、この土地は農用地域内の真ん中でありますので、優良農地の保全の意味からも、これは許可相当というような結論を得ましたので、再度ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
- 5番 委員 番号2番について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地は農地のため、特に問題なく、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会及び第3地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きますして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は15件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数15件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 370㎡、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

2番 古戸町の土地 260㎡、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

3番 古戸町の土地 334㎡ 外1筆 計657㎡、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

4番 古戸町の土地 422㎡、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

5番 古戸町の土地 449㎡、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

6番 古戸町の土地 457㎡ 外1筆 計1,477㎡、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時

的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

7番 古戸町の土地 501 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

8番 古戸町の土地 337 m<sup>2</sup> 外5筆 計 1,005 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10 ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

9番 古戸町の土地 1,007 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,181 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

10番 古戸町の土地 2,308 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

11番 古戸町の土地 896 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

12番 古戸町の土地 295 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

13番 古戸町の土地 774 m<sup>2</sup> 外2筆 計 1,020 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、埋蔵文化財調査用地として一時転用するものです。

14番 龍舞町の土地 245 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 長手町の土地 598 m<sup>2</sup> 外3筆 計 789 m<sup>2</sup>、農地区分につきましても、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の

理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用倉庫用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番から13番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 こちらは1番から13番まで関連ですので、一括でご報告させていただきます。

申請理由は、河川の堤防嵩上げ工事に先立ち、埋蔵文化財の期試掘調査を行うための一時転用です。周辺農地を確認したところ、特に問題ないと意見決定いたしました。

再度審議のほど、お願いたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から13番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号14番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地に自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号14番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号14番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号15番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 9番 委員 それでは、15番につきまして報告いたします。  
15番につきましては、祖父の代に許可を受けず住宅を農地上に建築しました。知らずに使用していましたが、最近、売却に伴い判明しました。是正をしたいということで、始末書も出ているわけであります。なお、農地上の宅地でありますので、売却はできずに当面の間は農作業用倉庫として使用したいとのことであります。地区協議会におかれましても許可相当ということでありますが、再度の審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号15番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は4件です。  
事務局より提案をお願いいたします。

事務局

提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大館町の土地 412㎡について、牛舎建設用地として許可を得ましたが、地目変更の申請を行う前に建築した牛舎を取り壊したため、権利を承継するものです。

2番 大原町の土地 231㎡について、一般住宅用地として許可を得ましたが、子どもたちが独立してしまい移住の計画がなくなったため、権利を承継するものです。

3番 大原町の土地 2,848㎡について、工場・事務所用地として許可を得ましたが、会社の合併等の事情により工場建設の計画がなくなったため、権利を承継するものです。

4番 大原町の土地 331㎡について、一般住宅用地として許可を得ましたが、計画を実行できないまま相続が生じ、相続人も計画を実行できないため、権利を承継するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度審議、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号2番から4番について、第6地区協議会の調査した意見

結果を報告願います。

1 3番委員 2番から4番について、それぞれ5号の20番、それから21番、23番と関連しているわけですが、これら3件について、やむを得ず計画変更、承継売買というふうなことです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。再度審議のほど、よろしく願います。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号2番から4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から4番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は24件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数24件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 464 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 中根町の土地 2,711 m<sup>2</sup>の内 31 m<sup>2</sup> 外1筆 計 3,535 m<sup>2</sup>の内 598 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

工事用地として一時転用するものです。

3番 中根町の土地 207 m<sup>2</sup> 外1筆 計367 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

工事用地として一時転用するものです。

4番 矢場町の土地 62 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 291 m<sup>2</sup> 外1筆 計343 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 140 m<sup>2</sup> 外1筆 計477 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 下小林町の土地 1,453 m<sup>2</sup> 外7筆 計8,268 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、住宅展示場用地として一時転用するものです。

8番 原宿町の土地 1,861 m<sup>2</sup> 外11筆 計11,811 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

9番 長手町の土地 1,388 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」については例外規定があり、問題ないと考えます。

社会福祉施設用地として転用するものです。

10番 北金井町の土地 144 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 大館町の土地 412 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 新田村田町の土地 296 m<sup>2</sup> 外1筆 計306 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 新田村田町の土地 81 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 新田市野倉町の土地 4,960 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡

張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

15 番 新田上江田町の土地 594 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

16 番 新田上江田町の土地 310 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17 番 新田上江田町の土地 309 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18 番 山之神町の土地 946 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、縫製工場用地として転用するものです。

19 番 藪塚町の土地 305 m<sup>2</sup> 外1筆 計618 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

障害者グループホーム用地として転用するものです。

20 番 大原町の土地 231 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

21 番 大原町の土地 2,848 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、住宅型有料老人ホーム用地として転用するものです。

22 番 大原町の土地 757 m<sup>2</sup> 外1筆 926 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

23 番 大原町の土地 331 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24 番 大原町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 番号1番について私から報告させていただきます。  
番号1番は、転用目的は一般住宅用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づき調査したところ、周辺農地への影響もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 12番委員 続きまして、番号2番、3番について報告します。  
2番、3番とも隣接する農地で、隣接の水道管布設工事の実施に当たり、申請地を借り受けて工事車両の通路及び工事機材置場として4か月間一時転用するものであります。現地を確認したところ、周辺農地への影響もなく、支障もないので、問題ないので許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号4番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 譲受人は貸家に住んでおり、手狭となったために、資金の都合もついたので、父より使用貸借で土地を借りて住宅を建築することとしました。周辺農地に支障を来さない、問題がないと思いますので、許可相当と思います。よろしく申し上げます。
- 1番委員 続きまして、5番、6番、7番を報告いたします。  
まず、5番、6番については、譲受人は申請地を取得し、自己の住宅を

建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号7番について、譲受人は現在、申請地の近所で一時転用中の住宅展示場が期限を迎えるに当たり、国道沿いの立地条件のいい多くの来場が見込める申請地を借り受け、住宅展示場として一時転用したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

4番 委員

では、4番委員より説明いたします。8番です。

この転用目的は、太陽光発電の用地申請でございます。この地帯は、渡良瀬の河川敷の下なんですけれども、前回の定例会でもこの太陽光発電が出ていまして、点在しているところでありまして、営農条件に支障はございません。隣接地の所有者及び住民の事業説明も済んでおりまして、環境配慮面で騒音だとか、あるいは景観、大きな問題はございませんので、地区協議会では許可相当と決定しました。

再度協議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号4番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員  
議 長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号4番から8番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号9番と10番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番 委員

それでは、9番について報告いたします。

9番につきまして、申請人は社会福祉事業を営んでおり、申請地を取得し、老朽化した事業所を新設したいということでもあります。現地を確認してきましたが、申請地は道路と山林で囲まれております。1面が水田に隣接しておりますが、休耕地となっておりますので、別段問題ないと思います。敷地におかれましても、許可相当ということではありますが、再度審議のほど、よろしく願います。

2番 委員

10番についてご説明します。

この土地については、祖母から譲り受けて自宅を建設しようとするものでありますが、現場といたしましては、そちらの表示にありますように、台帳上は畑ですが、現況は宅地になっています。宅地に囲まれた農地であります。地区協議会では許可相当というような結論を得ましたので、再度の協議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号9番と10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号9番と10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号9番と10番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号11番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 議案第4号、1番と関連してございまして、申請地を父より借り受け、自己の住宅を新築したいという申出がありまして、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度審議をよろしく願います。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号11番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号12番から17番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 12番の関係ですが、●●●●が現在住んでいるところに隣接している

土地でありまして、周りも全て大体住宅地になっておりまして、周囲に与える影響もないというふうに判断されます。そういったことで第5地区といたしましては、可というふうなことでございます。

その下の13番につきましても、それに附属している土地でありまして、関連しておりますので、第5地区としては両件とも可というふうなことで決定いたしました。よろしくお願ひします。

14番は、藪塚と太田の境なんですけれども、工場が随分建てられておりまして、その●●●●という会社が駐車場として使うと。●●●●がその隣ももう駐車場、既存で使っておりまして、道路も●●●●の持っている土地から入るのが一番便利ということで、土地の環境から見ても妥当ではないかと思ひます。そして、周りに対する影響もないというふうに判断されますので、第5地区としては承認というふうに決定しました。よろしくお願ひします。

5番 委員

続きまして、番号15番から17番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号15番については、露天資材置場用地としての転用です。番号16、17番については一般住宅用地としての転用です。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号12番から17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号12番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号12番から17番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号18番から24番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

13番委員

それでは、18番から24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、18番については、寝具製造業で業務拡張により縫製工場を新たにということ。それから、19番について

は、障がい者施設を経営しており、申請地を購入し、施設の規模拡大をするものです。続きまして、20番については包装業を営んでおり、駐車場手狭により申請地を取得、露天駐車場とするものです。続きまして、21番は老人ホーム施設の建築を、22番は金属部品製造業のため、事業拡大に伴う資材置場、23番は自己の住宅を建築、24番は分家住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号18番から24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号18番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号18番から24番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 続いて、議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱に伴う農業委員会の同意について、事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱に伴う農業委員会の同意について説明させていただきます。

第13回定例会総会にて推進委員の辞任について同意がなされ、欠員が生じたため、8月16日から9月15日までの1か月間、推進委員候補者の募集を行いました。2名の応募があったため、農業委員会等に関する法律施行規則第11条3項及び太田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第9条の規定により、9月24日に太田市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置し、評価を行い、候補者を決定しましたので、推進委員として委嘱することに同意をいた



いたします。

議長 長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

委員 員 なし。

議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
令和4年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書の決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、このように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議長 長 続いて、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課 では、お手元の資料、農用地利用集積計画(案)に基づき提案させていただきます。

今回は通常の利用権設定が610筆、うち解除条件付利用権設定が9筆、ほか利用権移転が2筆、所有権移転が2筆ございました。また、610筆のうち、農地中間管理機構であります群馬県農業公社が借り手となっているものが35筆あります。

次に、総括表について説明させていただきます。まず、1.面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の設定面積の状況が記載されております。

右下の部分になりますが、今回、新規と再決定の合計で87万154.06㎡となっております。

続きまして、2.筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の件数等の状況が記載されております。こちらも右下の部分になりますが、610筆のうち、借方が115名、貸方が284名となっております。

資料の1ページから41ページまでは利用権設定についての詳細であり、記載のとおりです。

なお、42ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する借り手が農作業に常時従事すると認められないも

この場合の排除条件付利用権設定であり、2筆、面積合計は1万637㎡となっております。

43ページの利用権移転につきましては2筆あり、面積合計は表の下にありますとおり、3,823㎡となっております。

44ページの所有権移転につきましては2筆あり、面積合計は5,107㎡となっております。

なお、今回提案させていただきました計画(案)は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。最後になりましたが、公告日及び要件設定日は令和3年10月20日です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- |       |   |  |
|-------|---|--|
| 議     | 長 | ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。  |
| 委     | 員 | なし。  |
| 議     | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、本件は農用地利用集積計画(案)のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)   |
| 議     | 長 | 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。   |
| 議     | 長 | 続きまして、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)が会長宛てに提出されたので、意見を求めます。<br>市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。  |
| 農業政策課 |   | では、お手元の資料、農用地利用配分計画(案)に基づき提案させていただきます。<br>こちらは公益財団法人群馬県農業公社が一括で借り上げ、農地を借りたい方とマッチングを行うためまとめたものになります。この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行いますが、その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。<br>皆様には、今回の配分計画に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、①貸付け後において、周辺農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか。②全ての農用地について、 |

適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか。③借受希望者への農地貸付は適当と認められるかについてお伺いいたします。件数は35筆、4万3,228㎡となっております。以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議 長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
農用地利用配分計画（案）に対する意見について、1.「貸付け後において周辺農用地の農業用の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については「ない」とし、2.「全ての農用地について、適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については「ある」とし、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については「適当と認める」としての意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。
- 議 長 以上で審議は終了しましたが、続いて報告第1号から第4号について、事務局よりお願ひいたします。
- 事 務 局 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件提出されております。  
内訳につきましては記載のとおりです。  
続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、33件提出されております。  
内訳につきましては記載のとおりです。  
続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は4件となっております。  
内容につきましては記載のとおりです。  
続きまして、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は17件となっております。  
内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 委 議	長 員 長	報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。 なし。 質問等もないようですので、第15回定例総会は終了といたします。
-------------	-------------	--

閉 会 令和3年10月8日（金） 午後2時45分